

大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針

2022年4月1日

大学評価委員会

第1 目的

この基本方針は、大阪公立大学大学評価基本方針第10(2)に定める大学評価の結果及び大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針6に定める自己点検・評価の結果に基づく改善の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 改善を要する事項の決定

- (1) 自己点検・評価の結果、改善を要するとした事項に基づき大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）が、改善が必要と判断した事項
- (2) 認証評価等の第三者評価の結果、改善を要するとされた事項

第3 改善方策及び改善計画の策定

- (1) 大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針に定める内部質保証の各分野は、当該分野に係る改善を要する事項について、原則として毎年度当初、各部局又は全学委員会等における改善方策及びスケジュールをとりまとめ、大学評価委員会に報告する。
- (2) 第2(2)に規定する事項のうち、部局で受審した第三者評価にかかる事項については、当該部局において改善方策及びスケジュールを策定し、大学評価委員会に報告する。
- (3) 大学評価委員会は、前各号の規定により報告を受けた改善方策等を、改善計画としてとりまとめ、大阪公立大学内部質保証会議（以下「内部質保証会議」という。）に報告するものとする。

第4 改善の実施

- (1) 内部質保証会議は、第3(3)の規定により報告を受けた改善計画に基づき、内部質保証の各分野等に対して改善の実施を要請する。
- (2) 内部質保証の各分野等は、各部局又は全学委員会等における改善の実施状況を大学評価委員会に報告し、更なる改善に活用する。
- (3) 大学評価委員会は、毎年度終了後、前号で報告を受けた改善の実施状況をとりまとめ、内部質保証会議に報告するものとする。

附 則

この基本方針は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、2025年4月1日から施行する。